

低所得者等支援給付金のご案内

※受給には手続きが必要な場合があります

低所得者等支援給付金（1世帯あたり10万円）は、令和6年度で、新たに住民税非課税世帯や均等割のみ課税世帯となった世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

（18歳以下の子ども1人につき5万円加算有）

支給対象と申請の有無

給付金対象となる世帯

令和6年度で新たに世帯全員の

「住民税が非課税または均等割のみ課税」の世帯

※すでに令和5年度に住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯として給付の対象となった世帯は、**支給対象外**となります。

世帯主がマイナンバーに
公金受取口座登録済の世帯

世帯主がマイナンバーに
公金受取口座未登録の世帯

「支給のお知らせ」 が届きます

令和6年6月3日時点で倉敷市に住民登録のある世帯へ書類が送付されます。内容を確認して、記載内容に変更がなければ、**手続不要**です。

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

書類の提出が必要です

提出期限：令和6年10月31日（木）

提出方法：郵送又は窓口で提出

受付窓口：本庁1階窓口

令和6年6月3日時点で倉敷市に住民登録のある世帯へ「支給要件確認書」が送付されます。



詳しくは裏面「Ⅱ」へ

給付金の支給手続き

I 世帯主がマイナンバーに公金受取口座※1登録済の世帯

- 対象となる世帯には、倉敷市※2から振込口座情報や給付要件が書かれた「支給のお知らせ」が届きますので、必ず内容を確認してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み金融機関、口座番号等に誤りがないか
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではない ことなど
- 内容に変更箇所がなければ**手続不要**です。



II 世帯主がマイナンバーに公金受取口座※1未登録の世帯 (マイナンバーカード未取得者も含まれます)

- 給付金を受け取るには、**書類の提出が必要**です。
- 対象の可能性のある世帯には、倉敷市※2から「支給要件確認書」が送られますので、必要事項を記入し、**添付書類と一緒に、令和6年10月31日(木)**までに返信用封筒で、ご提出ください。



※1 公金受取口座は令和6年6月3日時点で登録済の方が対象となります。

※2 令和6年6月3日時点で倉敷市以外に住民登録をされていた人は、住民登録をしていた市区町村にお問い合わせください。

注意事項

- 確定申告等により、住民税が課税世帯から非課税世帯へと課税の状態が変更になり、新たに低所得者等支援給付金の対象となるときや6月4日以降に新生児が生まれた場合には、個別に手続きが必要となります。
- DV等を理由に、他の市区町村から住民票を移さずに倉敷市にお住まいの方は、倉敷市で給付を受けられる場合があります。
 - 上記いずれの場合も申請が必要となります。詳細は下記コールセンターにお問い合わせください。
 - 申請書の提出期限は、「**令和6年10月31日(木)**」になります。

低所得世帯等に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡してください。

お問い合わせ先

倉敷市低所得・調整給付金専用コールセンター



0120-037-878

受付時間 平日 9:00 ~ 17:00

※土日祝日を除く。

